

前橋市市税条例等の改正について（議案第28号）

市民税課
資産税課
介護保険課
国民健康保険課

1 改正の理由

市税等の減免を受けようとする者の利便に資するため、減免の申請期限を見直す。

2 内容

市民税、固定資産税若しくは特別土地保有税、介護保険料又は国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限まで（現行は、納期限前7日まで）に、申請書等を市長に提出しなければならないこととする。

3 施行期日

令和2年4月1日